# 行政知つ(得)情報

# 生涯学習課

(み)りょくを、(さ)がして、(と)ってみよう…美郷の四季彩

「美郷の風景 魅力探索 写真コンテスト」

~自然に内在する造形美、詩的な喚起力を持つポイントを探そう~

## 「春の部」の作品を募集しています

【「春の部」の作品受付中】

募集内容●美郷の魅力ある春の風景写真

※町の観光パンフレットで紹介されている 場所は審査対象外です。

応募資格●町内外の別、年齢は問いませんが、アマチ ュアの方に限ります。

作品規格●A4パネル仕上げまたはフレームに入れて 出品してください。

出品数●一人何点でも出品できます。

応募方法●美郷町公民館、美郷町学友館、美郷町北ふ れあい館に備え付けの「申込書」に記入し、 作品を添えて上記窓口に提出してください。

募集期限●5月31日出

その他 入選された作品の著作権は町に帰属し、町 イベントでの展示や印刷物への利用など、 美郷町のPRに活用されます。あらかじめ ご承諾ください。

問い合わせ●町教育委員会 生涯学習課 社会教育班(美郷町公民館内) ☎0187(84)4915

## スポーツボランティアを募集します

町では、スポーツ大会やイベント等で一緒にスタッ フとしてご協力いただける町民の方を募集します。 年齢や性別は問いません。お近くの体育施設または 公民館等に備え付けの用紙にてお申し込みください。

### ■過去のボランティア内容

各種大会等の参加者受付業務、大会運営補助、選手 の誘導・車両誘導 など

問い合わせ●町教育委員会 生涯学習課 スポーツ振興班 ☎0187(84)4916

建 設 課

## 4月1日(火)から

## 水道料金・下水道使用料等が改定されます

ら8%)に伴い、水道料金、下水道使用料、農業集落 排水使用料が一律3%増(1円未満切り捨て)の改定 になります。ただし、4月1日以降最初の検針分につ

平成26年4月1日からの消費税率の改定(5%かいては、改訂前の5%の消費税率が適用となります。 ご利用される皆さまには負担増となりますが、ご理 解をお願いします。

問い合わせ●町建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

農 譔 政

# 緑の募金へのご協力をお願いします

4月10日から5月31日の春季緑化運動期間に合わ せて、緑の募金の「家庭募金」と「学校募金」を行い ます。活動の趣旨にご賛同いただける方は、ご協力を お願いします。

### ■募金の活用方法

皆様から寄せられた募金は、全国的・国際的な活動 への支援や各都道府県における森林整備等の活動支援 に活用されます。

### ■緑の募金とは

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関 する法律」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構が 実施主体となって行う募金活動です。各都道府県単位に 設置された緑化推進委員会が年度計画を定めて実施して おり、美郷町は秋田県緑化推進委員会の正会員として「家 庭募金」と「学校募金」への協力をお願いしています。

> 問い合わせ 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908(内線2704)

# 国民年金からのお知らせ

## 平成26年度の国民年金保険料は月額15.250円です

国民年金保険料の納付期限は翌月末日です。保険 料は納付期限までに忘れずに納めましょう。

# いろいろあります。国民年金保険料の納め方

## ■納付書(現金)で納付

日本年金機構から送付される納付書を使って納付 します。銀行、郵便局、農協、信用金庫、コンビニ エンスストア等で納めることができます。

前納制度(保険料の前払い)を利用すると保険料 が割引されてお得です。1年度分の前納は3,250円、 6カ月分の前納は740円の割引になります。前納用 の納付書は「納付案内書」に綴られています。

#### ■クレジットカードで納付

年金事務所または町住民生活課へ事前に申し込み が必要です。申し込み後はクレジットカード会社が 継続的に立替納付を行います。カードを提示し、直 接納付する方法ではありません。

#### ■□座振替で納付

口座振替をご利用いただくと、保険料が自動的に 引き落とされるので金融機関などに行く手間が省け るうえ、納め忘れもなく、とても便利です。

また、口座振替には、当月分保険料を当月末に振 替納付することにより、月々50円割引される早割 制度や、現金納付よりも割引額が多い6カ月前納 (割引額1.040円) • 1 年度前納(割引額3.840円) • 2年度前納(割引額14.800円)があり、大変お得です。

口座振替をご希望の方は、納付書または年金手帳、 通帳、金融機関届出印を持参のうえ、ご希望の金融 機関や年金事務所または町住民生活課へお申し出く ださい。

## ■電子納付

金融機関とインターネットバンキングの契約が必 要になりますので、ご利用の金融機関へお問い合わ せください。

保険料の納付が困難な方には保険料免除制度があります。 未納のままにせず、お早めに相談・手続きをお願いします。

問い合わせ

町住民生活課 戸籍年金班 大曲年金事務所 国民年金課 ☎0187(63)2295

☎0187(84)4903(内線1405)

# 護保険事務所からのお知らせ

# 介護保険料が年金から特別徴収(差し引き)されている皆さんへ

4月・6月・8月分の介護保険料は仮徴収となります

#### ■仮徴収

介護保険料は住民税の課税状況などによってその 年度に納める金額が決まります。住民税は6月に決 定するため、介護保険料の年額の確定は7月になり、 4月・6月・8月は確定保険料での徴収ができませ ん。前年度の年額をもとにした仮の保険料での特別 徴収 (差し引き) となり、このことを仮徴収といい ます。

大曲仙北広域市町村圏組合では、ホームページ「OS 介護ネット を通じて、介護保険の情報を公開していま す。ぜひご覧ください。

http://www.oskaigonet.or.jp/

4月は2月と同じ額が仮徴収されます。7月に介 護保険料の年額が決まった後は、年額から仮徴収額 を差し引いた額が10月・12月・2月に支給される 年金から徴収(本徴収)されます。

4月から新規に仮徴収が始まる方と6月以降の仮 徴収額が変更になる方には、4月10日ごろにお知ら せを郵送します。仮徴収額が変わらない方には7月 にお知らせします。

※65歳以上で介護保険料が年金から特別徴収されて いない方については、年額決定後の7月中旬に送 付される納付書で納めることになります。口座振 替を申し込んでいる方は、口座からの引き落とし になります。

問い合わせ

介護保険事務所 保険指導班 ☎0187(86)3911 美郷町役場 福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907